

New!
ふれあい通信
 夏号

平成23年 夏号
 発行
 (株)高橋政雄設計事務所
 さいたま市緑区中尾270
 電話048-873-4244
<http://www.takahashi-sekkei.jp>

主な紙面

猛暑対策と同時に地震対策
 読売新聞に掲載
 長期優良住宅着工
 地震保険知っておきたい今だから
 暑中お見舞い申し上げます
 断熱雨戸 ガス温水床暖房

お知らせ

猛暑対策と同時に地震対策

耐震診断をきっかけに築40年の住宅をリフォームしました。耐震補強工事しながら、断熱材を充填し、夏涼しく冬暖かく、地震にも強い家に生まれ変わりました。

お客様の声

夏の2階はどうしようもなく暑かったけど、工事終わってからは暑気がなくなり、エアコンの効き目もよくなって快適です。
 リフォームの後に震度4の地震があったけど、揺れをあまり感じなかったのが安心しました。

屋根に約10センチの断熱材



耐震強度を上げるため、屋根を瓦からコロニアルに葺き替えるにあたり、瓦を降ろし断熱材を敷きました。これによって、建物が軽くなり耐震性能が上がり、家の中の温度を快適にすることができました。

ガラスにLOWE複層ガラス

家のなかの窓ガラスをLOWE複層ガラスに交換しました。LOWE複層ガラスとは遮熱、断熱共に優れたガラスとなっており夏の日差しをカットし、冬は暖かく生活できるようになります。とってもエコで施工日数1日の簡単なりフォーム。

壁には耐震壁



壁を一度解体して新しく耐震壁を入れました。柱と柱の間に筋かいを入れ、また、強度の強い金物を使用する事により大きな地震にも耐えることができます。

長期優良住宅



着工

当社は現在、「長期優良住宅」を建てています。「長期優良住宅」とは、最大120万円の補助金付・住宅ローン減税最大600万円控除・20年金利1%引下げ・贈与税非課税枠1110万円に拡大・地震保険料20~30%割引など特典満載の住宅である。
 続きは次号へ・・・。

読売新聞に掲載

東日本大震災を機に耐震への関心が高まっている中で、私たちは長年「地震に強い家へ」を心がけ耐震診断、耐震改修に力を注いできました。その実績が記者の目に留まり、読売新聞の取材を受けました。そして、今回の掲載にいたしました。

地震保険

知っておきたい

今

だから！！

「地震保険」って何だろう？

火災保険に加入する時、何か言っていたな…。

3月11日の東日本大震災以後、今まで下火であった「地震保険」が今注目を集めている。

「地震保険」とは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による建物や家財の損害を補償する地震災害専用の保険である。基本的に火災保険の付帯となり、単独では契約できないが中途で加入・脱退することはできる。また、居住用の建物および家財それぞれ加入する必要がある。もちろん火災保険では、地震による火災・津波等による損害の場合、補償の対象となっていない。

安心の

「地震保険」は、国と民間損害保険会社が共同で

運営しているため、破たんの心配はほぼないと考えられる。また、保険料と補償内容は、公的な保険制度のため損保会社間で差はない。

保険金額

は、火災保険の

30～50%に相当する範囲内で設定することになるが、建物五千万円

・家財一千万円が

上限となっている。

支払額

は、図1のよう

になっている。

今般の東日本大震災により

関東各地で液状化の被害が発生した。

この事由により液状化被害の保証

基準を従来より緩和した。図2の表

は緩和された新しい基準である。今回発生した東日本

保険料

は、地震の危険度で都道府県別に設定され

ており、建物が鉄骨・RC造か木造かによっても区分されている(図3)。地震の危険度が高いかつ木造の建物は保

険料が高いのである。また、保険期間は短期の1年および長期の2年～5年があり、長期になるにつれ年間の保険料は安くなる。

割引制度

があるなら活用したい。保険料を少し

でも安くしたいと考えてる方に朗報である。「地震保険」には各種の割引制度(図4)があり、耐震診断・補強をするこ

とにより10%割引がされるのである。

この機会に当社で耐震診断・補強し、「地震保険」にも

地震・津波・液状化から家を守る！

(図2) 液状化の基準緩和

建物	設定区分	被害の状況(次のいずれか高い方)		支払保険金
		傾斜	沈下	
建物	全損	1° を超える場合	30cm を超える場合	建物の地震保険金額の全額(ただし、時価が限度)
	半損	0.5° を超え、1° 以下の場合	15cm を超え、30cm 以下の場合	建物の地震保険金額の50%(ただし、時価の50%が限度)
	一部損	0.2° を超え、0.5° 以下の場合	10cm を超え、15cm 以下の場合	建物の地震保険金額の5%(ただし、時価の5%が限度)

(図3) 保険金1,000万円の年間保険料

都道府県	非木造	木造
埼玉県	10,500	18,800
東京都・静岡県	16,900	31,300
高知県	9,100	21,500
鹿児島県	5,000	10,000

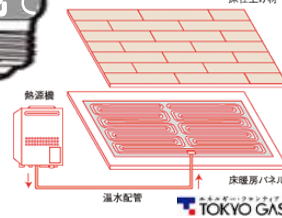
(図1) 損害の程度と支払われる保険金

損害の程度	保険金	建物の状態(次のいずれか)	家財の状態
全損	保険金額の100%	1. 基礎・柱・壁・屋根などの損害額が、建物時価の50%以上の場合 2. 焼失・流失した床面積が、建物の延床面積の70%以上の場合	地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の80%以上である場合
半損	保険金額の50%	1. 基礎・柱・壁・屋根などの損害額が、建物時価の20%以上50%未満の場合 2. 焼失・流失した床面積が、建物の延床面積の20%以上70%未満の場合	地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の30%以上80%未満である場合
一部損	保険金額の5%	1. 基礎・柱・壁・屋根などの損害額が、建物時価の3%以上20%未満の場合 2. 建物が床上浸水または地盤面から45センチを超える浸水を受け、損害が生じた場合で、その損害額が全損・半損に至らないとき	地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の10%以上30%未満である場合

(図4) 割引制度

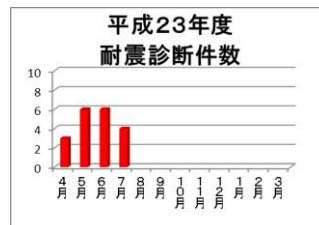
割引制度	割引の説明	保険料の割引率	
建築年割引	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1	10%
		耐震等級2	20%
		耐震等級3	30%
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	30%	
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%	

断熱両戸で熱を逃がさず快適な冬!



※お値段はお問合せ下さい
048-873-4244

ガス温水床暖房で足から温める!



平成23年7月31日現在
耐震診断件数
 さいたま市緑区 13件
 さいたま市浦和区 3件
 さいたま市岩槻区 1件
 深谷市 1件
 支援金90,000円

会社案内

- 設立 昭和59年2月
- 資本金 2,000万円
- 従業員数 6名
- 免許 一級建築士事務所
埼玉県知事登録(5)第2809
建設業
埼玉県知事許可(般-19)第36115
宅地建物取引業
埼玉県知事許可(6)第13550
- 資格 一級建築士
福祉住環境コーディネーター2級
埼玉県震災建築物応急危険度判定士
木づかいコーディネーター
さいたま市耐震診断員
宅地建物取引主任者
- 加入団体 (社)埼玉県建築士事務所協会
(社)埼玉県宅地建物取引業協会
さいたま商工会議所



【お問い合わせ】
 ■さいたま市 緑区中尾270
 ■定休日 木曜日
 日曜日
 祝日

高橋政雄設計事務所

検索

電話 **048-873-4244**
 URL <http://www.takahashi-sekkei.jp>

暑中お見舞い申し上げます
 暑さ厳しい折、皆様いかがお過ごしでしょうか。
 日頃から格別のお引き立てを頂きまして厚く御礼
 申し上げます。今後とも倍旧のご愛顧を賜ります
 ようお願い申し上げます。
 東日本大震災以後、「耐震診断」の依頼が殺到
 しております。素早い対応を心がけておりますが、
 件数が多く応対に時間がかかっている状況です。
 何卒ご理解願います。
 平成二三年 盛夏